

## 中世都市ウィンチスタとサウスハンプタン(四)

——第十三世紀初葉以前イングランドの内域都市と沿海都市——

田 中 正 義

### 七

そもそも、ウィンチスタの造幣所のサインを最初に有することになる庄造貨幣は、今日までのところ、アルフレドの治世の最晩年—おそらくはほぼ八九五年以降に発行せられた、その表面に王の肖像の入り居らざるものであるが、其処には造幣人の名は見出されない<sup>(119)</sup>。

これより先、既出ベオルフトリク、エグバート、その子エゼルウルフ三代のウェシクス王(七八六—八五八)の発行に係わる庄造貨幣も亦、今日ウィンチスタの造幣に帰せられて居るのではあるが、然しながら、此の市の造幣所は、エグバートの治世の末年(八三五)から始まったかのデイン人の侵寇に依って、ロンドン・ロチスタ・キャンタベリ等各地の造幣所とともに、一時之を閉鎖するの已むなきに立ち到らしめられたのであった。<sup>(120)</sup>

すなわち、八三九年エグバート歿するや、翌八四〇年デイン人は爰に「三十三隻の艦船乗組員」(xxxiii sciphlesta)

として初めてサウスハンブタン・ウォータにその雄姿をあらわし、同水域を溯航してサウスハンブタン(Hamtun)を直撃したが、この時は彼等はなお、サウスハンブタン北方二ニマイルの地点に在る、イチン河上流右岸の此の市にまで突入することなく撃攘せられた。併し乍ら、『アングロウ・サクソン年代記』は、臆て、八六〇年、エゼルウルフの第一子エゼルバルド Athelbald(r. 858~860)歿し、第二子エゼルヘルト Athelbert(r. 860~865/6)ウエシクス王位に登るや、「彼の治世に厯大なる数の艦船乗組員、〔国土内に〕侵入し来りて、ウィンチスタを劫掠〔…on his daege com mycel sciphere upa 7 bracon Wintanceastre〕した事を誌すようになる。<sup>(12)</sup>斯くして、エゼルヘルト歿後、エゼルウルフの第三子エゼルレド一世 Athelred I (r. 865/6~871)の治世に入るや、ウエシクス王はデイン人との間に王国の命運を賭して累次熾烈な死闘を繰り返すこととなり、その間イイストーアングリア・ノーサンブリア・マーシアなどウエシクス以外のイングリシユの国々はいずれもみなデイン人の支配の下に陥り、八七一年エゼルレド歿して、エゼルウルフの第四子アルフレドの即位を見る頃には、最早イングリランドにおいてウエシクス王の威令の及ぶ範圍は事実上テムズ河南の地および西部のほぼ古来のウエシクス本土に限られて、剩え夫れさえも不断に脅かされる状態に在り、八七八年一月には王はウィルトシア州チブナム Chippenham の王領莊園でデイン軍の急襲を受け、辛うじてサマシト州トーンタン Taunton 西方の湿地帯における陸の孤島、<sup>1)</sup>「アセルニ島」(Isle of Athelney(Ethelninge))に逃れ、暫く此処に待機するの余儀なきに到らしめられた程であった。併し、七週間後、<sup>2)</sup>「島」を脱出した王は、サマシト、ウィルトシア、およびサウスハンブタン・ウォータ以西のハンブシアの兵を糾合、同年五月チブナム南方一五マイルのエディントン Edington(Ethandun)に於て初めてデイン人に決定的な勝利を収め、彼等にウエシクスよりの撤退並びにその首長ズルム(既出)の異教よりの改宗を約せしめ、次いでサマシト州アクスブリチ Axbridge 南方の

ウエドモー Wedmore に媾和して、アルフレドは爰に漸くウェシクスおよびウォトリング街道以西の一部マーシアの地に君臨することとなった。<sup>(122)</sup>(而も、その後と雖も、上記街道以東、テムズ河口以北のイングランド北東部が依然「デインロー」としてデイン人の掌中に止まることとなったことは、先にわれわれの之を見たるが如くである。)<sup>(123)</sup>

斯くてウィンチスタは、是れよりのち全アングロウ・サクソン民族の首都として急速に勃興し、今やアルフレドの宮廷は此の世紀初めの大陸のアーヘンにおけるシャルルマーニュの宮廷にも比せらるべき、イングランド学藝の淵藪たるに到ったのであるが、<sup>(124)</sup>斯かる八八〇年代―九〇年代におけるアルフレド治下のウィンチスタの都市的再建こそ、まさしくいま此の市における造幣所の設立に絶好の機会を提供したること、言う迄もない。<sup>(125)</sup>

エドワード長兄王、一代とんでエアドムンド王、さらにはエアドレド王の各時代のウィンチスタのサイン入りの造貨幣は、今日まで未だ一個も出土していない。然し乍ら、通貨の圧造が此の時期に中断せられたとは何うしても思えないし、事実又、その間に挟まるエゼルスタン王の治世には八名の夫々名字を異にする造幣人たち「但、恐らく、或る特定の発行(issue)にあつては六名を超えることはなかつたであろう」が此の市のサインを帯びる少くとも二つの特殊様式(type)のペニング銀貨の圧造に従事して居るのである。而して、エアドウィ王以降、懺悔王歿後僅かの期間在位せるハロルド・ゴドウィンソン Harold Godwinson(r. 6 Jan. ~14 Oct., 1066)「懺悔王の義兄、名目上最後のイングリッシュの王」にいたるまで、代々のアングロウ・サクソンの諸王は、兵馬倥偬の間に明け暮れたエドマンド剛勇王を除いて、いずれもウィンチスタにおいて通貨を圧造せしめたのであるが、此の慣行は、「征服」以後も、ほぼ一二〇七年(一二〇五年の誤か?)のブランタチニト朝第三代の王ジョン John(r. 1199 ~1216)に依る所の通貨更新(recoinage)に至るまで続いた、と言われている。<sup>(127)</sup>

われわれは、既にエゼルスタン王の治世の何時か或いは九三五年にハンブシア州グレイトリにおいて発布せられた所の律令―所謂「第二法典」以来、此の市が六名の造幣人を有すべく法的に規定せられていたことを知っているが、<sup>128</sup>懺悔王時代、古銭学上「拡大十字架」(expanding cross)と称せられる意匠のペニング銀貨の発行(一〇五〇―一五三〇)に当っては、ウィンチスタの造幣人の数は―必ずしもいまそのすべての者が同時に働いたのではないにしても―四名の多きに達したと云う。<sup>129</sup>一般に各造幣所の擁する所の造幣人の実数は時代と共に変動があつたが、イングランドの従来の造幣機構の根本を猥りに改変することのなかつた「征服王」ウィリアム一世の時代(The essential continuity of English coinage after the Conquest)」、この国の造幣の本質的な枠組は、凡そ一八〇名の造幣人が約六十六の造幣所に配属せられるという形で成り立って居り、いまウィンチスタには、チェスタ(但、一〇七〇年以前)・セトフォドとともに、依然として六名の造幣人が配属されていた。因みに、その場合、ロンドン(但、ほぼ一〇七五年?以前)、ヨーク(但、ほぼ一〇七〇年以前)の造幣所の造幣人の数が最も多くて二名、次いでリンカン(但、ほぼ一〇七五年以前)、ロンドン(但、ほぼ一〇七五年?) 以後)の夫れは八名、キャンタベリの夫れは七名(但、内三名は教会所属の造幣人)、ノリッチの夫れは五名(但、内一名は教会所属の造幣人)であつた。<sup>130</sup>なお、エドガア王の崩御―殉教王の即位の年たる九七五年より、懺悔王の崩御―ギヨームのイングランド王位登極の一〇六六年に至る迄の間の現存圧造貨幣に関する、ルンド Lund (Sweden) 大学のペテルスソンの調査に拠れば、ウィンチスタ造幣所の造幣に係わる所のものが全体の約七パーセントを占め、是れは、ロンドンの二四パーセント、ヨークの一〇パーセント、リンカンの九パーセントに次いで、王国造幣所中まさしく第四位にランクせられる、と云う。<sup>131</sup>而して、ほぼ一〇七五年以降ヨーク・リンカン・チェスタ等イングランド北部の造幣所の造幣人数の削減に依つて、定員六名の造幣人を擁すると

ころのわがウィンチスタの造幣所は、ロンドン・キャンタベリに次いで王国造幣所中ついに第三位を占めるに到つたもの如くである。<sup>(132)</sup>

では、ヘンリー一世の治世、ほぼ一一一〇年の頃、「ウィンタンードゥウムズデイ」の Survey I の成立せる時点に於て、此の市に於ける造幣人たちは、いま歴史に如何なる存在形態を現わしたのであるか。

彼等は、その主要部分が目抜きの高ーストリイトの一ヶ所にほば、かたまつて、夫々自らの計算に於て経営する所の、独立した仕事場 (*moneta; pl. monete*) を開いていた。即ち、此の時代、ウィンチスタの造幣所なるものは、具体的に、物理的にも亦土地保有関係の面でも相互に識別される所の、多数の個別的諸単位から成り立って居たのであつて、決して単一の建造物ないし密接した建物群を構成して居たのではなかつた。而して、その数が一般に当時の造幣所の発展の Gradmesser を表わすとされる、造幣人たちは、その彼等の仕事を、多くの場合、彼等以外の第三者より一定額の貨幣地代給付を条件として保有して居たのである。這箇の事情はエドワード饑悔王時代から変るところがなかつた、と云うことは、前述の如く該の王の時代の情報をもその中を含むところの、Survey I の次のこと記載条項に照らしてみても、いま瞭らかなる所であると言わねばならない。

すなわち、まず、ハイーストリイトの北側に於ては、

(オ) アイタルドの息子アルウィンは、饑悔王時代ひとりの造幣人であつて、「市の北東方なる王領荘園」[ベイジングストウク Basingstoke <sup>(133)</sup> に属した所の、一戸の屋敷を「王より許されて」保有して居た ([11] Alwinus Airardessone fuit quidam monetarius T.R.E., et tenuit i domum que pertinuit Basingstoches.)。

(ク) ゴドウィーンソックは、饑悔王時代ひとりの親方造幣人 (*magister monetarius*) であつて、ウィンチスタの司

教の封地 (*feudum*) に属する一戸の屋敷を「司教より許されて」保有していた ([15] Godwinus Socche fuit T.R.E. magister monetarius, et tenuit i domum de feudo episcopi Wint'.)

(ヤ) アンドレボーデは、饑悔王時代ひとりの造幣人であって、一戸の屋敷を「饑悔王より許されて」保有していた ([29] Andrebodus fuit monetarius T.R.E. et tenuit i domum.)。

以下は、いずれもハイーストリイト以外の地域のごとに属するが、まず「西門」外の郊外地区では、

(マ) 「前出」アイタルドの「いま一人の」息子のアルワルドの「保有に係わる」土地 (*terra*) は、饑悔王時代すべての慣習的貢租を納付していた、而して彼はエドワード王のひとりの造幣人であった ([107] Terra Alwardi filii Eardii reddebat omnes consuetudines T.R.E., et fuit monetarius regis E.....)。

次いで、ハイーストリイトから北に走る通りの一つ *Bredene* 通りでは、

(ケ) アレスタンは、饑悔王時代ひとりの造幣人であって、「<sup>(134)</sup>ハロンの土地に<sup>(134)</sup>」或る土地を保有 (*habere*) してゐた ([154] Alestanus fuit monetarius T.R.E. et habuit quandam terram)。

而して、Survey I の成立時点——ほぼ一一一〇年の頃の此の市における造幣人については、われわれはそこに又次の二つの記載条項を見出すことが出来る。一つは、ハイーストリイトの北側に於てである。

(フ) シデロックは、饑悔王時代あらゆる慣習的貢租を納付する一戸の屋敷を保有 (*tenere*) していた。今や造幣人ウィムンドの妻(未亡人?) が夫れを有 (*habere*) していて、彼女は六ペンスのランドゲイブルを納付するも、そのほか如何なる慣習的貢租をも納付していない、而して夫れ(当該土地)は享有 (*hospitor*) せられていな<sup>(122)</sup> ([22] Sideloc tenuit i domum T.R.E. reddentem omnem consuetudinem. Modo habet uxor Wimundi monetarii; et reddit

de langabulo vi d. et nullam aliam consuetudinem; et est de[h]ospitata.)°

いま一つは、ハイーストリートから北に走る通りの一丁の *Smihelinga* 通りに於てである。

(二) アルノッドーストウドは、懺悔王時代六ペンス〔のランドゲイブル〕と慣習的諸貢租とを納付していた。今や造幣人のオドーが同様〔の義務〕を〔ヘンリ王に対して〕負つてゐる ([129] Alnodus Stud' reddebat vi d. et consuetudines T.R.E. Modo Odo monetarius debet similiter.)°

なお、右二者のうち、前者の記載条項に關連して警告すれば、造幣人ウイムンズ Wimmundus は此の Survey I の調査時点においては既に死亡してゐて、現実には此の一戸の屋敷は造幣人の仕事場—*moneta*—として機能することはなかつた。——それゆゑにこそ、夫れはいま「occupy せられてゐない」〔est de[h]ospitate〕といふことになる。

『ウィンチスタ研究』第一巻の第四章「第十一—十二世紀のウィンチスタ」の共同執筆者、前記ビドゥル・キーンの両氏は、Survey I 中の懺悔王時代の記述ならびに c.1110 時点における夫れにいま古錢学の提供する所の證據を突き合わせることに依つて、即ち、出土銀貨裏面の銘文の示す造幣人のサインと Survey I の記述中に現われる人名 (personal names) とを同定 identify せんと試みることに依つて、懺悔王時代に就ては、既出のアルウィン Alwinus, コルウインソン Godwinus Socche, アンデレボーズ Andrebodus, アルワルド Alwardus, アレクサンダー Alestanus の計五名の造幣人の外に、猶、ハイーストリートの北側にウイムンスタン Winesstaham ([161])、同じ通りの南側にレスター Lehtnerus ([57])、並びにエドウィン Edwinus ([66])、「西門」外の郊外地区に前出アルワルドのほかレウィン Liwin 並びに「ケマン」 Godemannus ([107])、*Scowerlene* 通りにプリスマール〔—金細工師 (aurifaber)〕 本誌第三十五巻第二号「一八九頁参照」*Bucche* 通りにサウィン Sawinus ([217])、*Calpe* 通りにブルンスタン Brunstanus ([256]) 並び

にセワッド Sewadus〔264〕、の以上計九名の者を懺悔王の ‘probable’ な造幣人として同定し得るとなし、更には、*Snithelinga* 通りにレヴィング Leouingus〔125〕ならびにゴドリク Godricus〔128〕、*Scawertene* 通りにルウォールド〔一旅籠屋の主人 (*gustate*)、本誌第三十五巻第二号、一八九頁参照〕ならびにチェカ Ceca〔171〕、*Tannere* 通りにコリン グ Colling〔206〕、*Bucche* 通りにレフスタン Lepstans〔218〕、の以上計六名の者を懺悔王の ‘possible’ な造幣人として同定し得る、となしている、——次に又、c.1110 時点については、既出のウィムンドならびにオドー兩名の造幣人の外に、猶、ハイーストリイトの北側にレウイン Lewinus〔71〕、*Bredene* 通りにチェピング Chepingus〔134〕、*Scawertene* 通りにゴドウィン Godwinus〔172〕、*Calpe* 通りにハマバート Herbertus の父のエドウィン Edwinus〔252〕・〔258〕のほかサイエト Saiset〔256〕、ムスティガンド Stigandus〔261〕、の以上計六名の者をヘンリー一世の ‘probable’ な造幣人として同定し得るとなし、更には、ハイーストリイトの北側にアイノルフ Ainolfus〔23〕、*Bredene* 通りにアレスタン Alestans〔150〕、*Scawertene* 通りにアルウィン〔一地区吏員 (*bedellus*)、本誌第三十五巻第二号、一八九頁参照〕、*Calpe* 通りにアイルワルド Elwardus〔254〕ならびにアルリック Aluricus〔263〕の以上計五名の者をヘンリー一世の ‘possible’ な造幣人として同定し得る、となしている。<sup>(135)</sup>

凡そ Numismatik に蒙<sup>かぶ</sup>り筆者は今自らの責任に於てその当否を判断する能力を遺憾ながら持ち合わせないのであるが、若し仮に右のビドゥル・キーン両氏による identification にして正しければ、懺悔王時代この市に存した所の造幣人の数は、或いは一四名ないし二〇名に、ヘンリー一世治世の c.1110 現在この市に存する所の造幣人の数は、或いは八名ないし一一名に、それぞれ一挙に跳ね上がることとなろう。

なお、右ビドゥル・キーン両氏は、Survey I を通じて、元來造幣人の仕事を表わすところの *moneta* (pl. *monete*)



なる名辞が懺悔王時代(T. R. E.)の記述部分にのみ現われて、当文書成立時点(Modo)の記述部分に於ては *moneta* の代りに鍛造場を意味する *forgia* (pl. *forgiae*) なる名辞が専ら使用せられて居るところに着目して、畢竟 *moneta* と *forgia* とは同義ノニムの關係に在りと判断し、ほほ一一一〇年現在この市のハイーストリートの南側に六箇所 (ii: *forgiae*[59]; i: *forgia*[61]; i: *forgia*[62]; iii: *forgiae*[63]; iii+α: *forgiae*[64]; vi: *forgiae*[65])、少くとも総計十八の *forgiae* の存する事実も亦、ウインチスタ造幣所の發展の二つの Anzeiger として、之を無視し得ざるところのものとなしてゐる。<sup>(39)</sup>

さて、此処でわれわれの関心事は、ウインチスタにおける造幣人たちの社会的地位如何でなければならぬ。彼等が、懺悔王時代夙にウインチスタの人口中相対的に富裕なる階層を表わしたことは、彼等の Survey I に列挙せられた所の比較的多数の保有地(≡屋敷地)が之を明示して余りあるものがある。彼等は、此の市の社会的・経済的なヒエラルヒーにおいて相対的に高く位置づけらるべき集団を形成したのである。このことと関連していま注目せられるのは、彼等の中に金融業に關係した者が見出される事実であらう。われわれは、Survey I の懺悔王時代に関する記述中に Andrebode なる名字の造幣人の存したことを記憶しているが、実は、此の者に関しては、曩にわれわれが其処に彼を発見したところのハイーストリートの北側のほかにも、もう一箇所 *Tannere* 通りに於て、その記載条項を見出すのである。そこには、次の如く記載せられてある。

(H) *Caageor* の Andrebode は、懺悔王時代六ペンス「のランドゲイブル」と慣習的貢租とを納付していた、今やサウイン Sawinus が同様「の義務」を「ソニリ王に對して」負つてゐる〔212〕 *Andrebode cangeor reddebat vi d. et consuetudinem T. R. E. Modo Sawinus debet similiter.*」

此の場合、'occupational byname' とつづの 'changeor' とは、『ウィンチスタ研究』第一巻の第二章「ウィンタンドゥウムズデイにおける personal names などびに bynames」の執筆者、元ストックホルム王立図書館副館長オーロフ・フォン・ファイリッツェン博士に拠れば、Old Northern French で「両替商」を意味し、オウルドーフレンチの 'changeor' に当る、と曰う。<sup>(137)</sup> 而して、此のアンドレポードとさきのアンドレポードとが別人でないと考えられる所以のものは、今回(四)に於ては彼は、言わば官職名(official title)たる造幣人(monetary)の資格に於てではなく、vernacular な綽名を伴つて称ばれるところの、一介の王の封地(＝王領)に在る屋敷の住人——royal burghess として正に現われて居るのであり、その故にこそ六ペンスのランドゲイブル、並びに慣習的貢租の納付を義務づけられて居るのであるが、同じ彼は、(四)においては、言わば造幣人という king's man の資格において登場して居るのであり、その故にこそ其処に於て彼が保有する所の、ヴェーバー流に言えば彼の、Pfunde<sup>138</sup> としての屋敷に対しては慣習的貢租納付の義務が課せられてはいないのである、と考えられるからである。その場合、(四)の屋敷こそが、アンドレポードにとっては彼の主たる生活の場——住居であつて、(四)の夫れは寧ろ造幣人としての彼の主たる仕事の間であつた、と考えられるのである。

而して、アンドレポードのごときいま両替商を兼ねる所の造幣人の場合、彼が彼の新しく、圧造したところの貨幣と引き替えに、再圧造(recoinage)に必要な古い銀を入手するところの両替の過程は、そこに必然的に厩大な量の新旧の銀塊(bullion)を貯蔵せしめることとなつたが、斯かる厩大な量の銀塊を貯蔵するには、彼の仕事場よりも彼の住居の方が遙かに安全であつたことは、言う迄もない。然し乍ら、彼の住居はいま、彼の仕事場から全く遊離した存在であつた訣では決してなく、彼の住居における両替業務の終了の後には、古い銀は、鎔解・試金<sup>アッセイ</sup>・再圧造のために彼の

仕事場に移送せられ、新しい庄造貨幣となつて、その安全な保管のために再び住居に還流し來つたもの、と思われ  
るのである。<sup>(139)</sup>

右に見た如き造幣人と両替商との間に存すると同様密接な関係は、また造幣人と金細工師との間に於ても認められ  
る。われわれはさきに懺悔王時代の金細工師(*aurifaber*)ブリズマール Britmar が『ウィンチスタ研究』第一巻第四  
章の共同執筆者たちに依つて懺悔王の 'probable' な造幣人の一人として同定せられたことを知つたのであるが(前段  
一三九頁参照)、このほか、彼等に依つて猶ヘンリ一世の 'possible' な造幣人の一人として同定されたところのサイエ  
ト Saet(前段一四〇頁参照)の甥で、同様彼等がヘンリ一世の 'possible' な造幣人の一人として同定したところのアル  
リク Aluricus(前段一四〇頁参照)はまた彼等に依つて、ヘンリ一世の一三三〇年の財務府記録文書(*Pipe Roll*)に金細  
工師として登場している事実が注目せられて居るのである。<sup>(140)</sup>

以上、われわれは、アングロウサクソン時代末期のエドワード懺悔王時代よりノルマン朝第三代ヘンリ一世時代  
にかけてのウィンチスタ市について、まず第一に、此の当時のイングランド王国の首都における都市民たちのさまざ  
まなる職業分化を、いま「ウィンタンドウムズデイ」の Survey I (c. 1110)を通じて可能なる限りに於て析出し、次  
にこれら都市民中特權的な地位を占むるところの造幣人に就いて若干之が考察を試みるところがあつたのであるが、  
Survey I の記述は、そのほかにもわれわれに種々興味尽きない情報を提供してくれる。その一つに、当時の此の  
市のハイストリートにおける商業的殷盛の一端を髣髴せしめるところの夫れがある。

(テ) レヴィンならびにゴットは、「ハイストリートの北側に」懺悔王時代二つの売店(*estall*)を保有(*habere*)して  
いたが、今や(ほぼ一一一〇年現在)アマアランドの息子のロジャアが夫れら(二つの売店)を保有して、慣習的貢

租「納付の義務」を履行している。併し乍ら、彼は、曾てラルフローセルが丁度そうしたように長さの点で二フィートだけ王の道路を私して了っている〔本誌第三十五卷第二号、一九二頁、(レ)のラルフローセルの息子の場合、参照〕。が、このことは彼が「王の」町奉行(*prepositus*)、ワリンの許可を得て為したることである。而して「王の」町奉行ゲソルドは、ロジヤアが彼(ゲソルド)より「前記」二つの「売店」を保有しているがゆえに三〇シリング「の地代」を取得するのが妥当である〔20〕*Leuingius et Got habebant T.R.F. duas estals. Modo habet Rogerus filius Armerlanc; et facit consuetudinem. Sed preoccupavit duos pedes de calle regis in longitudine, sicut Radulfus Rosell' fecerat; et hoc fecit per Warinum prepositum. Et Gesordus prepositus debet habere xxx sol., quia Rogerus tenet estals de eo.*〕。

(ア) 其処には、今や(ほぼ)一一〇年現在)、一一シリング八ペンス「の地代収入」を産んでいるところの、六つの売店がある〔21〕*vi estals sunt modo qui reddunt xi s. et viii d.*〕。

(サ) 「夫れ自体が一個の「urban manor」をなせる」ロデビーテの屋敷(*domus*)は、懺悔王時代「慣習的貢租を」免除せられていたが、今(ほぼ)一一〇年現在)も免除せられてゐる。而して懺悔王時代当時ウィーンチスタの「王の」町奉行アデルウォルドは彼の両親に対し、彼等(両親)が享有(*hospitor*)せる・もと王の道路に起原を有つ所の三戸の屋敷(*mansura*)を与えたが、今やこれら三戸の屋敷(*mansura*)は、既に「前記」ロデビーテの屋敷(*domus*)に収用(*preocupatio*)されて了つてゐる。而して修道僧たちの屋敷(*domus*)に含められてゐる当該三戸の屋敷(*mansura*)を「瘦身の」ロジヤア(*Rogerus siccus*)が保有し、「ケンリ一世の「possible」な造幣人に同定される「前出」アイノルフが、一戸の屋敷(*domus*)を保有している。而してその(アイノルフの保有に係わる)屋敷(*domus*)に属するところの教会(「屠殺場に在

る」——もと屠殺場跡の)聖ペテロ教会 St. Peter in macellis)には、曾て(懺悔王時代)王の道路上に在って、毎週二ト  
ンスの慣習的貢租を王に対し納付する習わしであつた所の、二トの屠殺場(eschamel)が収用(preoccupatio)されてつて  
ている。そうして夫れ(アイノルフの保有に係わる屋敷)は六ポンド一六シリング「の地代収入」を産んでゐる〔23〕  
Domus Godebiete fuit T.R.E. quieta, et modo est quieta. Et tunc tempore R.E. Adewoldus prepositus Wint'  
dedit parentibus suis de calle regis iii mansuras quas hospitaverunt. Modo he iii mansure preoccupate sunt  
in domo Godebiete; et de his mansuris quae sunt occupate in domo monachorum ii mansuras tenent Rogerus  
sicus et Ainolfus i domum. Et in ecclesia que pertinet domni sunt preoccupate duo eschamel quae errant  
in calle regis, et que unaquaque ebdornada reddebant de consuetudine ii d.; et reddit vi lib. et xvi sol.)°

(キ) ケインシャムのアルリックは、懺悔王時代あらゆる慣習的貢租を納付せる一戸の屋敷を保有してゐたが、今  
や(はば一〇一〇年現在)ハムバートの息子のシェフリが夫れを保有してゐて、ランドゲイブルを除いて、「王の」町奉  
行たちに依つて懇望されるその都度、慣習的貢租を「アルリック」同様に納付してゐる。而して「当該屋敷の」正面に  
は、曾て「懺悔王の」后イデイスに属せる「くつつかの」店舗(eshop)がある。而して彼(シェフリ)は、同様こそ慣習  
的貢租を納付してゐる。而して夫れ(当該屋敷)は一〇シリング六ペンス「の地代収入」を産んでゐる〔27〕Aluricus  
de Canesham tenuit i domum T.R.E. reddentem omnem consuetudinem. Modo tenet Goisfridus filius Here-  
berti; similiter reddit consuetudinem per deprecationem prepositorum, preter langabulum. Et abante [.....]  
escheopes que fuerunt Edde regine; et similiter reddit consuetudinem; et reddit c et ix sol. et vi d.)°

(ナ) 三〇のセントスタ(St. Paul, Templers, St. Peter Whitbread, 以十三〇の教会)の傍に、懺悔王時代には

其処に無かつた所の一つの市場(*mercatum*)が「今やほぼ一〇年現在」開設せられている。夫れ(当該市場)は「ウィンチスタ(あるいはハイド)」「修道院長並びに」[前出]式部官ハムバートの土地(一封地)の上に在る〔35〕 *Apud tres monasterios allevatum est mercatum quod non fuit ibi T.R.E.; et est supra terram abbatis et Herberti camerarii.*」。

これらのいまハイストリイトの記載諸条項に逐次現われるところの、売店(*estald*)・屠殺場(*eschamel*)・店舗(*esheop*)・市場(*mercatum*)のうち、屠殺場は、是れ亦、其処で屠殺される家畜(牛・羊・山羊とりわけ豚)が直ちに食肉又は生皮の形で取引されて、やはり当時この市に於ける商品流通機構の重要な一環を形成していたものと想われる。<sup>(14)</sup> それでは、懺悔王時代よりヘンリー一世時代にかけて、第十一世紀の中葉ないし第十二世紀の初葉、ウィンチスタの都市民の間では、語の古い・より広い意義における「merchant」——そのうちに極めて眞<sup>まこと</sup>正<sup>ただ</sup>な craftsman-trader を含むところの——の組織、商人ギルドは認められるであらうか。

- (31) R. H. M. Dolley, ed., *Anglo-Saxon Coins: Studies presented to F. M. Stenton on the occasion of his 80th birthday* (London, 1961), p. 87, Plate ix. 17. Cf. Frank Barlow, Martin Biddle, Olof von Felitzen & D. J. Keene with contributions by T. J. Brown, H. M. Nixon & Francis Wormald, *Winchester Studies • I: Winchester in the Early Middle Ages: An Edition and Discussion of the Winton Domesday*, ed. by Martin Biddle (Oxford, 1976), p. 396.
- (32) Michael Dolley, *Anglo-Saxon Pennies* (London, 1964), pp. 17 f.
- (33) Charles Plummer, ed., *Two of the Saxon Chronicles Parallel* (2 vols., Oxford, 1892-99), I, 63, 67; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *The Anglo-Saxon Chronicle, A Revised Translation* (London, 1961), pp. 42, 45.
- (34) Plummer, ed., *op. cit.*, I, 74 f.; Whitelock, Douglas & Tucker, eds., *op. cit.*, pp. 49 f.; William Henry Stevenson, ed., *Asser's Life of King Alfred* (Oxford, 1904; Reprinted, 1959), Cap. 52-56 (pp. 40-47); J. A. Giles, ed., *Six*

- Old English Chronicles* (London, 1896) [Bohn's Antiquarian Library], pp. 59-63; John W. Edward Conybeare, *Alfred in the Chronicles* (London, 1900), pp. 97-100; F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), pp. 255 ff.; R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons* (2 vols., Oxford, 1935; 3rd edn., 1952), II, 559-72 & map facing p. 563; Eleanor Duckett, *Alfred the Great and his England* (London, 1957), pp. 69-78; G. W. Kitchen, *Winchester* (London, 1850; 5th edn., 1897), p. 13.
- (23) 本誌第三十四卷第四号「八五—六頁」参照。
- (24) Cf. Stenton, *op. cit.*, pp. 269-76; Hodgkin, *op. cit.*, II, 608-31; Duckett, *op. cit.*, pp. 98-115, 127-64; Kitchen, *op. cit.*, pp. 14 ff.
- (25) Biddle, ed., *op. cit.*, p. 396.
- (26) J. J. North, *English Hammered Coinage*, Vol. I: *Early Anglo-Saxon to Henry III, c. 650-1272* (London, 1963), pp. 93 f.; C. E. Blunt, 'The Coinage of Athelstan, 924-939: A Survey', *British Numismatic Journal*, Vol. xlii (1974), pp. 35-160—cited by Biddle, *ibid.* なお、後者の論文については、特許庁ホームページの「国史雑誌」第三十三卷第三号「一〇五—八頁」。
- (27) Biddle, ed., *op. cit.*, p. 396.
- (28) 本誌第三十四卷第四号「八九頁」参照。
- (29) Biddle, ed., *ibid.*
- (30) Michael Dolley, *The Norman Conquest and the English Coinage* (London, 1966), pp. 11 ff. なお、「教会史風の挿入」については、本誌第三十四卷第四号「一〇七頁」註(25)参照。
- (31) H. Bertil A. Petersson, *Anglo-Saxon Currency. King Edgar's Reform to the Norman Conquest* (Lund, 1969), pp. 140 f.; Tables 42(P. 240 f.) & 43(P. 242 f.).
- (32) G. C. Brooke, *A Catalogue of English Coins in the British Museum. The Norman Kings* (2 vols., London, 1916), clxxxviii—Biddle, ed., *op. cit.*, p. 397, note 3.
- (33) 此の社團に関しては「マウムズデーブック」の第一卷第三十九葉に記述が有り、「而してウインチスタにて「ハイジング

- ストウンの)四人の都市近郊民(suburbanus) 拾遺抄拾遺片を納むる處にちならむ( In Wincestre iii suburbani reddebant xiii solidos unam denarium minus.) ヲ見ル。 同くして斯かる近郊の都市ウィンチタスタと其の周辺荘園との関係に於ては、 44頁 F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), p. 180; H. C. Darby & Eila M. J. Campbell, eds., *The Domesday Geography of South-East England* (Cambridge, 1962), pp. 353 f. 等参照。
- (134) 本誌第三十五卷第二号、一八九頁、参照。
- (135) Biddle, ed., *op. cit.*, pp. 403-7, Table 35, 36; pp. 410-12, Table 39, 40.
- (136) *Ibid.*, pp. 397-400; Fig. 22(p. 420).
- (137) *Ibid.*, Chap. II, 3. Bynames, ii. Occupational bynames, p. 201, s. v. cangeor. 但し、トリスミントトドトは 'gan-geor' ヲ見ル也。
- (138) Cf. *Ibid.*, pp. 402 f.; 拙著『インツランド初期経済史の諸問題』(山川出版社、一九七八年) 一六〇、一七一頁。
- (139) Cf. Biddle, ed., *op. cit.*, pp. 405 ff.
- (140) Cf. *Ibid.*, p. 65, [256]note 2.
- (141) 一般に当時のインヅリントにおける食事の主要素の一つ——彼等の動物性蛋白質の主たる補給源は、何よりも先ず淡水魚の鱧を始めとする魚介類(二枚貝・蛤・牡蠣・海老・鮭・鯀等々)であったが、次いで鶏・鶯鳥・家鴨以外の肉類では、豚肉が第一であった。 Cf. Susan Emily Mehrtens, *Commerce and Productivity in England, 973-1086*, Unpublished Doctoral Dissertation presented to Yale University, 1973 (produced by microfilm-xerography, University Microfilms International, Ann Arbor, Michigan, U.S.A., 1980), pp. 22 ff., especially pp. 25 f.

八

われわれの Survey I は、そのウィンチタスタのハイーストリーヤの北側に関する記述中に、次のこととを二つの項目すへき記載条項が認められる。



(メ) 而して「前条項に記載せられた屋敷の」近くに、「懺悔王時代」、クニフトたちが彼等のギルド *gild* を祝って乾杯する習わしであった所の、クニフトたちの集会所 (*Chenichahalla*) が在った、彼等は夫れをエドワード王より「許されて」自由(に)―何ら給付の義務を負うことなしに(保)有していた、今や(ほ)ぼ一一〇年現在(ゴ)ッドウインプリーズンとゴ)ッドウインプリーズンの息子とが夫れを保有している、而して彼等は、夫れに就いて王(ヘ)ンリー一世王)に、彼等が有する所の彼(王)の権限授与書(*Breve*)に依る「彼等の保有権の」保)證(*warrantum*)を要求(*clamo*)している、……〔10〕 *Et ibi de iuxta fuit chenichahalla, ubi cheniches potabant gildam suam, et eam libere tenebant de rege Edwardo. Modo eam tenent Godwinus Prison et Godwinus Grenssone, et clamant regem inde ad warrant per eius breve quod habent;……)*

(シ) クニフトたちは「懺悔王時代」、エドワード王より「許されて」クニフトたちの集会所を自由に保有していた、今や(ほ)ぼ一一〇年現在(シ)ェロ)ルド「ド)ット)ワール)ウ)マール」の息子のロ)シ)ェ)ーが夫れを保有している、……〔34〕 *Cheniches tenebant la chenichahalla libere de rege Edwardo. Modo tenet Rogerus filius Geroldi;……)*

右の二つの記載条項における、恐らく十中八九別個の存在たるに相違ないところの、二つの *chenichahalla* に就いては、従来、甲論乙駁、その性格に関して論議の喧しいところである。<sup>(43)</sup>

いったい、此の市に於ける商人ギルドがそのものとして明示的に陳述史料のうえに現われるのは、一一五五年七月七日―九月廿九日の間の何時かか、さもなければ凡そ一一五八年の二月―三月の間の何時か、プランタチニト朝初代のヘンリー二世が、ウィルトシア州のソールズベリ *Salisbury* 滞在中にウィンチスタ都市民に与えた所の一つのチャータに於てである。そこには、いま次のように書かれている。

(I) 「イングリッシュの王にして、ノルマン人ならびにアキテーヌ Aquitaine びとの公、アンチャー Anjou びとの伯たるところのヘンリは、大司教たち、司教たち、修道院長たち、伯たち、州奉行たちに対し、又フレンチ・イングリッシュ双方のすべての彼の臣下たる者たちに対し、更には又イングランド全土に亘る、その有らゆる海港に在る所の彼の従者たるものたちに対して、爰に挨拶を送る。朕は、商人ギルド(*gilda mercatorum*)に属するところの、朕のウィンチスタの都市民たちが、彼等の一切の財産ともども、すべての使用料(*theoloneum*)、通行料(*passagium*)、慣習諸貢租を免除せらるべきことを命ず。而してなにびとも、是れに関し彼等の平和を乱し、或いは彼等に危害または侮辱を加へることあるべからず、いま若し是れに違背せんか、朕の手に歸せらるべき財産没収の刑に処せらるることとなるべし。右證人、大法官トマス「ベケット」、「コーンワル」伯「たるヘンリー一世の庶子」レチヌルド、グロスタ伯「ウイリアム」、「ノルマンディ」保安長官リチャード・オヴール・オメェ、式部官ウォーリンの息子ジェロルド、アイモアの息子ウイリアム、チェスリンード・ウーベイリアル。於ノールズベリ。」(Henricus Rex Anglie et Dux Normannie et Aquitanie et Comes Andegavie, archiepiscopus, episcopus, abbatibus, comitibus, vicecomitibus, et omnibus fidelibus suis Francis et Anglis, et ministris totius Anglie et omnium portuum maris, salutem. Precipio quod ciues mei Wintonienses de gilda mercatorum cum omnibus rebus suis quieti sint de omni theloneo et passagio et consuetudine et nullus super hoc eos disturbet, neque iniuriam vel contumeliam eis faciat, super forisfacturam meam. Testibus Toma Cancellario, Comite Raginaldo, Comite Glocestrie, Ricardo de Hunnetis Constabulario, Garino filio Giroldi Camerario, Willelmo filio Hamonis, Jocelino de Baillol. Apud saresberiam.)

(144)

見らるる如く、此のチャータの対象とせる所のものは、一義的に明瞭に、「商人ギルドに属する所の、朕(ヘンリ)のウィンチスタの都市民たち(*cives mei Wintonenses de gilda mercatorum*)」に他ならないのである。ところが、ヘンリには、是れとは又別に、ハアバートに依つて同じ頃ウィンチスタ市に交附せられたとされる〔註144〕参看〕、いま一つのチャータがあつて、夫れにはいま次のように述べられて居るのである。

〔Ⅱ〕「イングリシユの王にして、ノルマン人ならびにアキテーヌびとの公、アンチューびとの伯たる所のヘンリは、大司教たち、司教たち、修道院長たち、伯たち、バロンたち、「地方」裁判官たち、州太守たち並びに彼のすべての臣下たるものたちに対して、爰に挨拶を送る。朕が、朕のウィンチスタの都市民たちに対し、彼等が朕の「外」祖父ヘンリ「一世」王の御代に有せし一切の諸特権(*libertates*)並びに慣習諸貢租「免除の権利」を、既に賦与し居ることを心得よ。而して、朕は、彼等が彼等の有らゆる譲受け地(*acata*)並びに譲渡抵当(*vadia*)、彼等の「有らゆる」保有地(*tenementa*)を、曾て彼等がヘンリ王の御代に最も良く保有(*teneret*)したるが如く自由に、安穩に、誉れ高く(*honorifice*)、当市の慣習に徒ひて(*secundum consuetudinem civitatis*)所持(*habere*)し、保有すべきことを命ず。而して、いま若し何らかの慣習諸貢租にして不当にも戦争(*guerra*)「——ヘンリ一世歿後のステイヴン Stephen(r. 1135~54)時代の内乱」中に徴せられ居らんか、夫れら「慣習諸貢租」は無効たるべし。而して、その諸々の商品(*mercatus*)を携へ上記の市(ウィンチスタ)を訪れんとする如何なる者も、彼等が何処の土地(*locus*)より「出でたる」にもせよ、他郷人(*extraneus*)たると否とに拘らず、公正なる慣習諸貢租を納めたるうへは、彼等は、朕の安らかなる平和の裡に(——朕の平和に守られて)(*in salva pace mea*)、来り、留まり、立ち去ることを得べし。而して、なにびとも此の朕が特許状(*carta*)を無視して彼等「の権利」を不法に侵害することあるべからず。しかして、朕は、前記の都市民たちが、朕

の攝キなキ平和 (*mean forma pax*) を正しく享受せんことを且つは欲し、且つは命ずる者なり。右證人、大法官トマス〔ーンナット〕〔クンリ二世〕王の弟〔——ヘンリー一世の女マティルダ Mathilda とアンチュー伯ジェフロア Geoffrey, Comte de Anjou (1129~51) との間の第三子〕たるウィリアム、コーンウォル伯レチヌルド、グロスタ伯ウィリアム、〔ノルマンディの〕保官長官リチャード・オヴール・オメヒ、武部官ジェロルズの息子ウォーリン、アイモ어의息子ウィリアム、サモスリンード・ウー・ニリアル、宮内イ司法官イサモン。於ノールズメリ〕 (Henricus Rex Anglie et Dux Normannie et Aquitanie et Comes Andegavie archiepiscopus, episcopus, abbatibus, comitibus, baronibus, iusticiariis, vicecomitibus et omnibus fidelibus suis Francis et Anglis, salutem. Sciatis me concessisse ciuibus meis Winton[*a*]e omnes libertates et consuetudines quas ipsi habuerunt tempore Regis Henrici aui mei. Et precipio quod habeant et teneant omnia acata et vadia sua et tenementa sua secundum consuetudinem ciuitatis ita libere et quiete et honorifice sicut unquam melius tenuerunt tempore regis Henrici. Et si aliquę consuetudines iniuste leuate sunt in gwerra, cassate sint. Et quicunque petierint ciuitatem illam cum mercatu suo, de quocunque loco sint, siue extranei siue alii, ueniant, morentur et recedant in salua pace mea reddendo rectas consuetudines. Et nemo eos iniuste disturbet super hanc cartam meam. Et volo et precipio quod pyedicti ciues meam firmam pacem iuste habeant. Testibus Toma Cancellario, Willelmo fratre Regis, Reginaldo Comite Cornubie, Willelmo Comite Glocestrie, Ricardo de Humetis Constabulario, Warino filio Geroldi Camerario, Willelmo filio Hamonis, Jocelino de Baillolo, Johanne Marescallo. Apud Saresberiam.)

従来、右の(メ)・(ニ)における懺悔王在世時の「クニフトたちの集会所」——夫れに依って象徴せられた當時の彼等

クニフトたちのギルド *gild* と、ヘンリ二世のチャータ「I」に現われた当時のウィンチスタの都市民たちが属せる所の商人ギルドとのあいだには、屢々、歴史發展のうえで其処に明らかなる「断絶」が認められるとせられ、グロス以来一部の研究者たちに依って、前者は社会的ないし宗教的組織、夫れに対して後者は商業的、産業的組織である、と、截然區別して考えられ來つたのである。

併しながら、いま、ヘンリ二世のチャータ「I」を同じ王のチャータ「II」に關連づけて見た場合、「I」に於てヘンリが商人ギルドに属するウィンチスタの都市民たちに対し認めたる、彼等自身ならびに彼等の所有に關わるころの特権、——使用料 (*tol*)・通行料 (*Passage*)・慣習的諸貢租 (*customs*)免除の特権は、「II」に於てヘンリがウィンチスタの都市民たちに対し認めたる、諸特権 (*liberties*)・慣習的諸貢租の免除権、彼等の一切の譲受け地 (*purchases*)・譲渡抵当 (*mortgages*)・保有地の自由保有権と、その実質内容に於て何ら抵觸する所のないものであると判断されるのであつて、その際注目せらるべきは、「II」に於てヘンリ二世がウィンチスタの都市民たちに対して認めたるころの諸特権と云うのが、そもそも、ヘンリの外祖父にあたる、すなわち彼の父アンチャー伯ジェフロアと、その前夫神聖ローマ皇帝ハインリッヒ五世 *Heinrich V* (r. 1106~25) の歿後に再婚せるころの、彼の母マティルダの父たる、ノルマン朝最後の王ヘンリ一世のまさに認めたる所の其のもの、——「彼等ウィンチスタの都市民たちが朕の祖父ヘンリ王の御世に有せし」ところの其のものであつた、と云う一事である。斯くしてわれわれは今や、斯かる諸特権を有するころのヘンリ二世治下のウィンチスタの都市民たちの組織せる商人ギルド (*Gilda mercatorum*) は既に早くヘンリ一世の時代に *de facto* に存在していたと論理必然的に推断せざるを得ないのであるが、斯かるヘンリ一世治下におけるウィンチスタの商人ギルドこそは、また、いま「征服」以前懺悔王時代に此の市のクニフトたちが組織せるとこ

ろのギルド *gild* を以て抑々其の先蹤となすものに他ならぬ、と考えられるのである。

もとより、Survey I に現われる、懺悔王時代ウィンチスタにギルドを結成せるところのクニフトたちの実体は、この場合必ずしも定かではない。また、夙にスタブズの指摘せる所であるが、<sup>(146)</sup>ヘンリ二世のチャータ「I」における「商人ギルドに属するところの朕のウィンチスタの都市民たち」(*ciues mei Wintonienses de gilda mercatorum*)と、チャータ「II」における「朕のウィンチスタの都市民たち」(*ciuibus meis Wintoni[a]e*)とが、果して能くその概念の外延に於て一致するや否やも一往疑問の余地有り<sup>(147)</sup>とせられよう。

然しながら、いま夫れにも拘らず、われわれは爰に、Survey I の成立を見たるほぼ一一一〇年当時、斯くのごときクニフトたちのギルドは、独りウィンチスタに限って認められたものでは決してなかつた、と云う事実にも着目しない訣にはいかなないのである。

今日なお「キャンタベリに関する最も入念なる歴史記述」として評価せられる、第十七世紀キャンタベリに出た同市大聖堂の古文書保管人ウィリアム・サムナア William Somner(1606~69)が手に成るところの故実家的一著作「*Antiquities of Canterbury*», *Canterbury*, 1640〔筆者未見〕は、第十八世紀初(一七〇三)二部に分けられ再版せられたが、グロスはその第一部一七九ページより、周知の彼の名著『ギルド・マーチャント』中に次のこときオウルド・イングリッシュで書かれた一つの古文書を引用している。

「」は「キャンタベリの」クライストーチャーチの、修道僧団(*nired*)と、商人ギルド(*cepwannegild*)の(——商人ギルドに属するところの)・キャンタベリのクニフトたち(*cniltan on Cantuarberig*)との間に於ける「不動産に関する」交換「文書」なり。当該商人ギルドの団体(*heap*)は、バアゲイト Burgate の内なる八戸の屋敷(*haga*)を、彼等(クニ

フトたち)が彼等自身夫れら(サークとソーク——裁判上の不入権)を享受せるが如く、裁判上の不入権(*sac and socn*)ともども、修道僧団の手(所有)に委ぬ。而して当該修道僧団は、夫れに対して、内二戸はレディンゲイト Readingateの外なるところの九戸の屋敷を、彼等(クニフトたち)の手(所有)に委ぬ。「レディンゲイトの外なる」夫れら(二戸の屋敷)のうちの一戸には、アルフリク *Ælfric* 住し、而していま一つの「屋敷」にはブルマン *Bruman* 「住す」。かくて爾余の七戸「の屋敷」はニューインゲイト *Newinate* の内に在りて、夫れら「七戸の屋敷」には、シウォルドークトウ *Æルト* *Siworð Cutfert*, またフリントリク *Brihtric*, またトルドウィーネ *Goldwine*, またクレウォルド *Hereworð*, またウィルレルト *Willelm*, またウルフイーヴェ *Wulfgeue*, またアルフウィーネ *Ælfwine* 「の計七人」, 「夫々」かの修道僧団の夫れらを享受せるが如くに裁判上の不入権(サークとソーク)を有しつゝ、住す。右に対して證人たる者は、大司教アンセルムス *Anselme archiscop*, またクライトチャーチの修道僧団、また町奉行カルヴェアル *Calueal portgerefa*, また当該「商人ギルドの」団体の長老たち (*gildista men*) なり。是れを表示すべく、爰に、当該修道僧団「<sup>い</sup>の文書 (*gewrit*) を保持し、当該「商人ギルドの」団体「<sup>いま</sup>」の文書」を「保持するものなり」。(Dis beop þa gehworfe betwux þan hirede æt Xrescircean and þan cnihtan on Cantwareberig of ceppannegilde. Se heap on ceapmannegilde let þan hirede to hande viii hagan wipinnen Burhgate mid sace and socne, swa hi hit selue haefden; and se hirede let heom þær to gaenes nigan hagen, twegen wiputan Readingaten; on þam anen sit *Ælfric* and on þam oþram *Bruman*. Þa seofan sindan wipinnan Niwingate; þære on wittap *Siworð Cutfert* and *Brihtric* and *Goldwine* and *Hereworð* and *Willelm* and *Wulfgeue* and *Ælfwine* mid sace and socne, swe se hirede hic haefde. Þærto is gewinnesse *Anselme aerebiscop* and se hired æt *Xresci-*

ocean and Calneal portgerafa and pa yidista men of pam heape. Dis to geswutelian se hired hæfþ an gewrit and se heape an ofer.)<sup>(148)</sup>

管見の及ぶかぎり、右の文書にグロスに先立ち同様サムナアに導かれつつ最初に着目したところのスタブズは、此の文書の成立を以て単に「アンセルムスの時代」のこととなすに止まったが、<sup>(149)</sup>グロスは漠然と本文書は凡そ一一〇年頃のものであるとした。<sup>(150)</sup>然るに、その後今世紀に入りかのテイトは、此の文書を以て一一〇八年よりも遅からざる時代に成ったものとしている。<sup>(151)</sup>

ランフランクス Lanfrancus(d. 1089)の死後、その師にして前任者たる彼れランフランクスの跡を継いでひとたび一〇九三年三月六日キャンタベリの大司教職に指名せられながら、指名者ウィリアム二世との間にその叙任権を繞り教皇権を代表して抗争、その管区収入差押えの憂目を見た、もとベック Bec(Normandie)修道院出身の「スコラ哲学の父」アンセルムス Anselmus Cantuariensis が、最終的にその大司教の地位を恢復するに到ったのは、ヘンリー一世即位の後もお燻りつづけた紛争が国王側の譲歩に依って辛くも結着を見たところの一〇七年以降のことであり、<sup>(152)</sup>一一〇九年四月廿一日、この一〇三三年アオスタ Aosta (Piemonte) 生れのイタリア人はキャンタベリの地で歿しているから、本文書の成立は、どうしても一一〇七—九年の間のこととなる、——と筆者には勘考せられる。而して、いま、此の文書に就いてわれわれの注目に値する諸点は、(一)不動産交換の一方の当事者たる俗人がクニフトたちであること、(二)夫れらのクニフトたちは紛れもなく商人ギルド (*ceþmunesild*) を組織していたこと、(三)而も彼等はその名前から判断すれば一人 (Willelm) を除き何れもアングロウーサクソン人であってノルマンとは認めがたいこと、(四)なおその上に、彼またその名前よりして多分イングリシュと認められるところの、俗人側の筆頭證人たるキャンタベ



りの町奉行(*portgerofu*)自身、彼の各前のもとに当該商人ギルドの団体の長老たち(*vidista men*)が名前を連ねて居るところより観れば、町奉行であると同時にギルドの長であつたらしく思われること——以上である。

かくて、第十一世紀中葉ないし第十二世紀初葉、少くとも一部のボロウに於て其の指導的地位を占める都市民たちはいまクニフトなる身分的称呼を以てよばれ、而も彼等の経済的・階級的実体は「商人」に他ならず、斯かるものとして彼等はギルドを結成、「市政」を壟断していた、と云ふのが、筆者の提示せんと欲する一つの仮説である。<sup>(14)</sup>

(14) 本誌第三十五巻第二号、一九一頁、一九九頁、註(114)参看。

(15) Cf. G. W. Kitchen, *op. cit.*, pp. 74 f.; Charles Gross, *The Guild Merchant, A Contribution to British Municipal History* (2 vols., Oxford, 1890), I, 183-8; *The Victoria History of the Counties of England, Hampshire and the Isle of Wight*, Vol. I (Westminster, 1900; Reprinted, Folksone, 1973), 'The Survey of Winchester temp. Henry I', by J. H. Round, pp. 530 ff.; James Tait, *The Medieval English Borough; Studies on its Origins and Constitutional History* (Manchester, 1936; Reprinted, 1968), pp. 119-23; Frank Stenton, *The First Century of English Feudalism, 1066-1166, being The Ford Lectures* (Oxford, 1932; 2nd edn., 1961), pp. 134 f.; Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English Society* (Harmondsworth, 1952), pp. 131 ff.; Biddle, *ed. op. cit.*, pp. 335 f., 427.

(14) テクスナーは、次の書に印行せられたもの抄録を、J. S. Furlley, *City Government of Winchester from the Records of the xiv & xv Centuries* (Oxford, 1923), p. 178. 本書には右のテキストに面して、此のテクスナーのフアンクシヨリが収められてゐる。因みに、テクスナーの成立年代を以て本文に記せざるが、よく看做すべし。J. A. Herbert, *City of Winchester Calendar of Charters* の、クニリ二世のノールズネリ滞在期間に関する考證に基く所説に依拠する。本書の著者フマリアの年代決定に従つたもの。なお、此のテクスナーは、スタブスの下記の史料集にも収められてゐるが、夫れはそのオリヂナルから印行せられたものではない。——William Stubbs, *ed.*, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First* (Oxford, 1870; Ninth edn., by H. W. Davis, 1913; Reprinted with corrections, 1921), p. 196. 近代英語訳は、*English Historical Documents*, Vol. II, *ed.* by David C.

- Douglas & George W. Greenaway (London, 1953), pp. 973 f. これは「市民権」の語が「British Borough Charters, 1042-1216, ed. by Adolphus Ballard (Cambridge, 1913), p. 181」にもあり。
- (47) テンステル Furlley, *op. cit.*, pp. 178 f. の印行がなされたのはこの頃である。此のテンステルの「市民権」も亦「市民権」の上掲書に於けるものと同一の「市民権」の次葉に収められている。 Cf. Stubbs, ed., *op. cit.*, p. 197; Douglas & Greenaway, eds., *op. cit.*, p. 974.
- (48) William Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development* (3 vols., Oxford, 1874-78), Vol. I (6th ed., 1903), p. 452, note 1.
- (47) Edgar B. Graves, ed., *A Bibliography of English History to 1485* (Oxford, 1975), p. 710.
- (48) Gross, *op. cit.*, II, 37. 以下の「市民権」は「市民権」の近現代英語語が掲げられている。
- (49) Stubbs, *op. cit.*, I, 451.
- (50) Gross, *op. cit.*, I, 188, note 4.
- (51) Tait, *op. cit.*, p. 120.
- (52) Cf. A. L. Foote, *From Domesday Book to Magna Carta* (Oxford, 1951), pp. 172-80; Z. N. Brooke, *The English Church & The Papacy from the Conquest to the Reign of John* (Cambridge, 1952), pp. 150-4, 160-3; F. Maurice Fowicke & E. B. Fryde, eds., *Handbook of British Chronology* (London, 1939; 2nd edn., 1961), p. 210.
- (53) なる Stenton, *op. cit.*, p. 135, note 1 を併せて参照されたい。

(未完)

前々号 草稿 訂正

一八九頁	五行目	Consuetudinem	} → Consuetudinem
同 右	九行目	Consuetudinem	
同 右	一〇行目	ウォル下 → ルウォルド	